

行田羽生資源環境組合職員公務災害等見舞金支給条例

令和4年4月1日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、職員が公務上負傷し、若しくは病気にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは病気にかかり、治った場合において、障害が残ったとき、又は公務上死亡し、若しくは通勤により死亡したときに、公務災害等見舞金を支給し、もって職員又はその遺族の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公務災害等見舞金)

第2条 公務災害等見舞金の支給については、行田市職員公務災害等見舞金支給条例（昭和52年行田市条例第22号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。